



「令和7年度(2025) 石垣島特産品」

-石垣市特産品認証制度-

募 集 案 内

【募集期間】

2025年(令和7年) 10月1日(水)～10月31日(金)

(土・日・祝日を除く、9:00～17:00まで)

石垣市商工会

1 「石垣市特産品認証制度」とは

石垣市における特産品認証基準を明確にすることにより、本市の特産品及び観光資源の認識、奨励を推進し、石垣島の特産品で特に優れたものを石垣市及び石垣市商工会が「石垣島特産品」として認証認定し広くPRすることで市内製造業の生産技術と生産意欲の向上、販路の拡大を図り、もって本市産業の振興発展を目的とする制度です。

2 認証認定対象

【石垣島特産品の定義】

石垣島特産品とは本市に所在する事業所が生産・製造・加工した製品であること

食 品

《認定特産品》

- ・域内で製造を行い、主たる原料が域内産であること
- ・製品に対するコンプライアンスに準拠していること
- ・域内での販売実績が申請時において3年経過していること

(販売実績が1年以上3年未満の場合は、域内で最近3年以上の事業を行っていること)

※「事業」の定義: 対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供を反復、継続、かつ、独立して行うことを事業としています

《特産品》

- ・域内で製造を行っていること
- ・製品に対するコンプライアンスに準拠していること
- ・域内での販売実績が申請時において3年経過していること

(販売実績が1年以上3年未満の場合は、域内で最近3年以上の事業を行っていること)

※「事業」の定義: 対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供を反復、継続、かつ、独立して行うことを事業としています

3 申請資格

申請者は、次の全てを満たす必要があります。

- ①石垣市に所在する企業であること
- ②法令の定めるところによる許認可を必要とする場合は、当該許認可を受けたもので、かつ公序良俗に反しないもの
- ③他人の知的財産権(意匠権、商標権、著作権、特許権等)を侵害していないこと
- ④申請しようとする特産品が1回の申請につき3品(シリーズものは1品としてカウントする)を超えていないこと

4 申請方法

申請書の入手

「石垣市商工会」ホームページ(右の二次元コード) からダウンロードできます。
(URL : <https://i-syokokai.or.jp/tokusan2024>)

申請期間

令和7年 10月1日(水) ~ 令和7年 10月31日(金) ※必着
(ご持参の場合は、土・日・祝を除く、9:00 ~ 17:00まで)



提出方法

提出書類は、以下の区分・提出形態に基づき、原本提出のものは郵送又は持参によりご提出いただき、データの場合は電子メールで送付いただくか、USB等に格納してご持参ください。 ※データでの提出が困難な場合は事前にご相談ください。

<提出書類>

チェック欄	提出書類	提出形態	
		原本 (郵送か持参)	データ (メールか持参)
☐	石垣市特産品認証(新規)申請書(様式1号)		○
☐	特産品等の認証認定要綱の遵守に関する誓約・個人情報に関する同意書及び反社会勢力でないことの表明・確約に関する誓約書兼照会同意書(様式3号)	○	
☐	特産品の写真データ		○
☐	商品特長等が示されたパンフレットなど	○ (どちらの形態でも可)	
☐	食品表示ラベルデータ	○ (どちらの形態でも可)	
☐	HACCP制度を基準にした(HACCP制度の考え方を取り入れた)食品衛生管理に基づく製造工程表(衛生管理計画書)(様式不問)	○ (どちらの形態でも可)	
☐	【個人事業者のみ】 住民票の写し(原本)(発行から3か月以内のもの)	○	
☐	【法人事業者のみ】 登記事項証明書、登記簿謄本(原本) (発行から3か月以内で主たる事務所の所在地の記載があるもの)	○	

<留意事項>

- ◎ 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。
- ◎ 申請書類は、できるだけ簡潔・明瞭にご記入ください。
- ◎ 特産品価格や販売額等は、税抜価格でご記入ください。
- ◎ 必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

5 認証認定基準

次の基本要件を満たしたものを、評価基準に基づき審査を行います。

基本要件

~~自然、歴史、伝統、文化的背景又は物語性があり、かつ、~~安心安全な品質を備えており、さらに石垣島特産品の知名度の向上が期待できる。

評価基準

- ① 技術性：高い技術、伝統的な技術又は先進的な技術を用いている。
- ② 独自性：容易に模倣できない製法・技法又は他にはない商品特長がある。
- ③ 訴求性：消費者の心を惹きつける強い魅力を有している。
- ④ 高品質性：味や使い勝手に優れている。
- ⑤ 意匠性：形状や色彩に優れている。

6 審査

<審査の流れ>

1 次審査：基本要件 及び 提出書類不備の審査・確認（事務局）



2 次審査：石垣市商工会特産品認証委員会石垣市商工会特産品部会
書類確認：申請資格、生産・製造状況、製造工程、原材料、域内販売実績等の確認

2次審査で 上記項目が確認できた産品 を3次審査へ



3 次審査(最終審査)：石垣市特産品認証審査会石垣市特産品認定委員会

① ~~申請事業者によるプレゼンテーション、現物(試食含む)審査~~

② ~~上記プレゼンテーション等を踏まえた最終審査~~

※「評価基準に基づく点数評価」現物(試食を含む)と提出された資料を元に総合的な最終審査



特産品の認証認定（登録期間は5年）

事務局において、~~認証認定~~対象品であることや申請資格を有すること、基本要件を備えていることを石垣市商工会事務局で確認後、石垣市商工会特産品認証委員会特産品部会にて21次審査、有識者等で構成する石垣市特産品認証審査会石垣市特産品認定委員会委員による32次審査を前記のとおり行います。

7 スケジュール(予定)

項 目	実 施 時 期
公募開始	令和7年 10月1日(水)
公募締切	令和7年 10月31日(金)
書類審査(1次審査)	令和7年 11月上旬～中旬頃
2次審査	令和7年 11月下旬～12月上旬頃
2次審査結果送付	令和7年 12月上旬頃
3次審査(現物審査プレゼンテーション)	令和8年 1月中旬頃～下旬頃
3次審査結果送付	令和8年 1月下旬頃
認証式認定式	令和8年 2月上旬

※ 審査日程等については、別途、申請者にお知らせいたします。

※ スケジュールが一部変更する可能性がありますので、予めご了承ください。

8 審査結果

- 「認証」 の場合 → 認証定書を交付します。(認証定式の際)
- 「不認証」 の場合 → 審査結果を文書でお知らせします。

9 個人・法人情報の保護について

ご提出いただいた個人情報等は、適正に管理し、当該認証審査認定審査以外に使用することはありません。

10 認証認定制度のメリットについて

- 石垣市及び石垣市商工会が、広報紙やホームページへの掲載等により、広くPRします
- 認証認定特産品について、「石垣島認定特産品」であることを称することができます。また、特産品パッケージへのプリントやシール貼布など、「石垣島認定特産品」ロゴマークの積極的なご使用をお願いします。
- 石垣島内外・首都圏等における見本市や商談会への出展、百貨店やホテルでの展示・販売会への出展、海外におけるイベントでのPRなど優先的に案内します。

これまでの支援内容

〈令和5年度〉	〈令和6年度〉	
・石垣島認定特産品公式サイト掲載 ・八重山の産業まつり 特設展示ブース ・グルメ&ダイニングショー春 2024	・台湾美食展(日本美食館) ・第27回ありんくりん市 ・八重山の産業まつり 特設展示ブース ・スーパーマーケット・トレードショー	

11 申請書提出先・お問い合わせ先

石垣市商工会 〒907-0013 沖縄県石垣市浜崎町1-1-4

T E L : 0980-82-2672(土日祝を除く 8時30分～17時15分)

F A X : 0980-83-4369

E-mail : info@i-syokokai.or.jp